

6 総合支援資金（生活支援費）

貸付対象者	<p>貸付けを行うことにより自立が見込まれる方で、下記の要件のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)で、失業や収入の減少などによって生活に困窮していること</p> <p>(2) 公的な書類などで本人確認が可能であること</p> <p>(3) 現在住居のある人、または、住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに、社会福祉協議会とハローワークなど関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること</p> <p>(5) 社会福祉協議会などが貸付け及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること</p> <p>(6) 他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費をまかなうことができないこと</p>
貸付限度額	<p>2人以上の世帯 月額20万円以内</p> <p>単身世帯 月額15万円以内</p>
貸付利率	<p>無利子(保証人有りの場合)</p> <p>年1.5%(保証人無しの場合)</p>
貸付期間	原則3か月(最大12か月まで延長可能)
貸付金の償還	最終貸付日から6か月以内の据置後、10年以内で償還
連帯保証人	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付け可
問合せ先	お住まいの市町村社会福祉協議会(P136 参照)